

## ケアマネジメントに関する基本方針について

令和3年4月1日

西脇市では、居宅介護支援事業の実施に当たって、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」及び「西脇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年西脇市条例第3号）」に基づいた運営をお願いしております。

また、第8期西脇市高齢者安心プラン（西脇市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）におきましては、「高齢者が住み慣れた地域でともに支えながら、自立して、自分らしく安心して暮らしていける社会の実現」という基本理念に基づき、「1 高齢者の健康づくり・社会参加を通じた介護予防の推進」「2 地域における包括的な支援体制の推進」「3 介護サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営」を基本方向と定め、これに基づく施策を掲げています。

本市では、後期高齢者の増加に伴い、毎年介護給付費が著しく増加しており、令和元年度の被保険者1人当たりの介護給付費は、兵庫県内で高い順から6番目となっており、第1号被保険者に御負担いただく介護保険料の基準額は、第8期において県下5番目の高さとなりました。特に、施設サービス受給率が突出して高いことが特徴的で、保険料上昇の要因となっています。

こうした状況から、本市では、介護保険制度の持続可能な運営を目指し、被保険者に介護保険制度の正しい理解と制度の趣旨に即したサービス利用を周知するとともに、事業者に対しては、要介護者の心身の状況と生活実態に即した適正なサービス提供が行われるよう、ケアプラン点検等の「介護給付適正化事業」を引き続き進めて参ります。

第8期計画策定に当たり実施した在宅介護実態調査において、在宅要介護者の7割が自宅での生活の継続を希望されています。要介護者を身近で支えていただくケアマネジャーの皆様には、要介護者の意思を尊重したケアマネジメントの推進と適正な介護サービスの提供について御協力いただきますようお願い申し上げます。

## 【 基本方針と基本取扱方針 】

～指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）～

### （基本方針）

- 第1条の2 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析などの介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に行うよう努めなければならない。

### （基本取扱方針）

- 第12条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

追加箇所につきまして、本文中に下線を附記しております。

## 【 市の独自基準 】

～西脇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年西脇市条例第3号）～

### （居宅サービス計画への利用者意向の尊重）

第3条 居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

### （自己評価結果の公表）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

### （介護支援専門員に対する計画的な研修の実施）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、研修の実施計画を介護支援専門員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容を見直すことにより、介護支援専門員の計画的な育成に努めるものとする。

### （利用者に対する虐待の禁止）

第6条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に掲げる高齢者虐待行為をしてはならない。

### （事故の発生又は再発の防止措置）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定居宅介護支援事業所等の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を介護支援専門員その他の従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び介護支援専門員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

### （記録の保存年限）

第8条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、整備した記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

### （暴力団の排除）

第10条 指定居宅介護支援事業者は、西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団又は暴力団密接関係者であってはならない。